

2022年4月13日

各位

会 社 名 株式会社シノプス (東証グロース: 4428)

代表者名 代表取締役 南谷 洋志

問合せ先 管理部管掌取締役 島井 幸太郎

連絡先 ir@sinops.jp

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2022年5月12日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 25,309 株
(3) 処分価額	1株につき 1,288円
(4) 処分総額	32, 597, 992 円
(5) 割当予定先	当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)
	3名 4,658株
	当社の社外取締役(監査等委員である取締役を
	除く)
	1名 232株
	当社の監査等委員である取締役
	3名 1,163株
	当社の従業員
	83 名 19,256 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に
	よる有価証券通知書を提出いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年2月21日開催の取締役会において、当社の取締役(以下、「対象取締役」という。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図ること、当社の健全な経営を推進すること並びに株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、2020年3月27日開催の第33期定時株主総会において、①譲渡制限付株式の割当てのための報酬として支給する金銭報酬債権の額は、既存の報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して年額40百万円以内(うち、社外取締役分は6百万円以内)、監査等委員である取締役に対して年額20百万円以内とすること、②発行又は処分する普通株式は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対しては年20,000株(うち、社外取締役分は年3,000株)、監査等委員である取締役を除く。)に対しては年20,000株(うち、社外取締役分は年3,000株)、監査等委員である取締役を除く。)に対しては年20,000株(うち、社外取締役分は年3,000株)、監査等委員である取締役を除く。)に対しては年10,000株を上限とすること、③譲渡制限期間を割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任等する日までの期間とすること、などにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員(以下、「対象従業員」という。)に対しても、当社の企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました(対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度と併せて、以

下、「本制度」という。)。本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役及び対象従業員(以下、総称して「割当対象者」という。)は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式の発行又は処分を受けることになります。

本制度に基づき割当対象者に発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、 当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当 社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基 礎として、割当対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と割当対象者との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 割当対象者は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、 担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社の取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

そのうえで、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役7名及び対象従業員83名に対し、金銭報酬債権合計32,597,992円(以下、「本金銭報酬債権」という。)を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式25,309株(以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的の実現をするため、譲渡制限期間は、対象取締役については当社の取締役を退任等する日まで、対象従業員については3年間としております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

①対象取締役

本割当株式の払込期日から当社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

②対象従業員

2022年5月12日から2025年5月11日まで

上記に定める譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

①対象取締役

本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、当社の取締役を退任等した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む 月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任等 した場合又は死亡により退任等した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日 の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任等した日を含む月まで の月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合は、1とする。)に、当該時点 おいて対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の株式について、譲渡制限を解除いたします。

②対象従業員

2022 年 5 月 12 日から 2025 年 5 月 11 日までの間、継続して当社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象従業員が、本譲渡制限期間が満了する前に、雇用期間満了等の正当な理由により退職等した場合又は死亡により退職等した場合、払込期日を含む月から退職等した日を含む月までの月数を 36 で除した数(ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とする。)に、当該時点おいて対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

①対象取締役

本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)①で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

②対象従業員

2022 年 5 月 12 日から 2025 年 5 月 11 日までに、従業員の地位から正当な理由によらず退職等 した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)②で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

①対象取締役

上記(1)①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を12で除した数(ただし、その数が1を超える場合は、1とします。)に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

②対象従業員

上記(1)②の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数(ただし、その数が1を超える場合は、1とする。)に、組織再編等承認日において対象従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制

限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

割当対象者は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について 記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を 当該専用口座に保管、維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の前営業日(2022年4月12日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,288円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上